



福岡医発第 2424 号 (地)
令和 6 年 12 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和 6 年 11 月 19 日付け厚生労働省告示第 333 号、令和 6 年厚生労働省告示第 334 号及び令和 6 年厚生労働省告示第 335 号をもって薬価基準、療担規則および掲示事項等告示が改正され、同年 11 月 20 日から適用（ただし、令和 6 年度厚生労働省告示第 334 号の改正規定は令和 7 年 2 月 1 日から適用）された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

これを受け、令和 6 年 11 月 19 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和 6 年 11 月 13 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 12 品目、注射薬 6 品目）が、薬価基準の別表に第 10 部追補（6）として収載された。

- | | |
|---|--|
| { | <p>➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1）</p> <p>➤ 品目の概要：添付資料 3</p> |
|---|--|

- (2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・アセノベル徐放錠 500mg
- ・ビルタサ懸濁用散分包 8.4g
- ・ユバンシ配合錠

- ・アリッサ配合錠
- ・ルプキネスカプセル 7.9mg
- ・オータイロカプセル 40mg
- ・タスフィゴ錠 35mg
- ・ロゼバロミン筋注用 25mg
- ・テッペーザ点滴静注用 500mg
- ・アウイクリ注 フレックスタッチ 総量 300 単位
- ・トロデルビ点滴静注用 200mg
- ・ライブリバント点滴静注 350mg
- ・セプーロチン静注用 1,000 単位

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

2. 令和 6 年 11 月薬価収載予定の新薬のうち 14 日ルールの特例的な取扱い
新医薬品は、「新医薬品の処方日数制限の取扱いについて」（平成 22 年 10 月 27 日中医協了承）に基づき、一定の条件を満たした場合に限り、処方日数制限について特例的な取扱いをすることとされており、以下の品目については、その特例的な取扱いが適用された。

- ・ユバンシ配合錠
- ・アリッサ配合錠

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 4 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

（添付資料）

1. 官報（令和 6 年 11 月 19 日号外第 269 号抜粋）
 - ・厚生労働省告示第 333 号、334 号、335 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 6 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 11 号厚生労働省保険局医療課長）
3. 新医薬品一覧表
（令和 6 年 11 月 13 日中医協総会資料（総-2-1）抜粋）
4. 令和 6 年 11 月薬価収載予定の新薬のうち 14 日ルールの特例的な取扱いを
することについて（案）
（令和 6 年 11 月 13 日中医協総会資料（総-2-2））

日医発第1512号（保険）
令和 6 年 12 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 6 年 11 月 19 日付け令和 6 年厚生労働省告示第 333 号、令和 6 年厚生労働省告示第 334 号及び令和 6 年厚生労働省告示第 335 号をもって薬価基準、療担規則および掲示事項等告示が改正され、同年 11 月 20 日から適用されました。（ただし、令和 6 年度厚生労働省告示第 334 号の改正規定は、令和 7 年 2 月 1 日から適用）

これを受け、令和 6 年 11 月 19 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和 6 年 11 月 13 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 12 品目、注射薬 6 品目）が、薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として収載された。

- | | | |
|---|--|---|
| [| <p>➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1）</p> <p>➤ 品目の概要：添付資料 3</p> |] |
|---|--|---|

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ アセノベル徐放錠 500mg
- ・ ビルタサ懸濁用散分包 8.4g
- ・ ユバンシ配合錠
- ・ アリッサ配合錠
- ・ ルプキネスカプセル 7.9mg
- ・ オータイロカプセル 40mg
- ・ タスフィゴ錠 35mg
- ・ ロゼバラミン筋注用 25mg
- ・ テッペーザ点滴静注用 500mg
- ・ アウィクリ注 フレックスタッチ 総量 300 単位
- ・ トロデルビ点滴静注用 200mg
- ・ ライブリバント点滴静注 350mg
- ・ セプーロチン静注用 1000 単位

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

2. 令和 6 年 11 月薬価収載予定の新薬のうち 14 日ルールの特例的な取扱い

新医薬品は、「新医薬品の処方日数制限の取扱いについて」（平成 22 年 10 月 27 日中医協了承）に基づき、一定の条件を満たした場合に限り、処方日数制限について特例的な取扱いをすることとされており、以下の品目については、その特例的な取扱いが適用された。

- ・ ユバンシ配合錠
- ・ アリッサ配合錠

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 4 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 6 年 11 月 19 日 号外第 269 号 抜粋）

- ・ 厚生労働省告示第 333 号、334 号、335 号

2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和 6 年 11 月 19 日付け 保医発 1119 第 11 号 厚生労働省保険局医療課長）

3. 新医薬品一覧表

(令和 6 年 11 月 13 日 中医協総会資料 (総-2-1) 抜粋)

4. 令和 6 年 11 月薬価収載予定の新薬のうち 14 日ルールの例外的な取扱いを
することについて (案)

(令和 6 年 11 月 13 日 中医協総会資料 (総-2-2))

○厚生労働省告示第三百三十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十一月十九日

厚生労働大臣 福岡 貴廣

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 社1～3（箇） 第1部～第9部（略） 第10部 追 補 (6) 内 用 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (あ) アセノベル徐放錠500mg 500mg 1 錠 2,886.20 アリッサ配合錠 1 シート 5,056.80 (い) イノソリッド配合経腸用半固形剤 10g 14.40 (お) オータイロカプセル40mg 40mg 1 カプセル 3,468.30 (く) クービピック錠25mg 25mg 1 錠 57.30 クービピック錠50mg 50mg 1 錠 90.80 クレセンバカプセル40mg 40mg 1 カプセル 2,007.80 (し) ジャカビ内用液小児用0.5% 0.5% 1 mL 12,209.00 (た) タスフィゴ錠35mg 35mg 1 錠 15,378.70 タフィンラー小児用分散錠10mg 10mg 1 錠 1,225.90 (に) ニンラーロカプセル0.5mg 0.5mg 1 カプセル 24,023.70 (ひ) ビルタサ懸濁用散分包8.4g 8.4g 1 包 949.50 (ふ) ファダブス錠10mg 10mg 1 錠 3,848.70 フリユザクラカプセル 1 mg 1 mg 1 カプセル 5,139.40 フリユザクラカプセル 5 mg 5 mg 1 カプセル 23,866.90 (め) メキニスト小児用ドライシロップ4.7mg 4.7mg 1 瓶 99,852.00	別表 社1～3（箇） 第1部～第9部（略） (新設)

(ゆ)			
ユバンシ配合錠	1錠	13,334.90	
(る)			
ルブキネスカプセル7.9mg	7.9mg 1 カプセル	778.60	
	注 射 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価	円
(あ)			
アウィクリ注 フレックスタッチ 総量300単位	300単位 1 キット	2,081	
アドトラザ皮下注300mgペン	300mg 2 mL 1 キット	41,859	
(き)			
キドバレン輸液	1050mL 1 キット	2,269	
(け)			
ケサンラ点滴静注液350mg	350mg 20mL 1 瓶	66,948	
(す)			
スキリージ皮下注180mgオートドーズー	180mg 1.2mL 1 キット	259,358	
(て)			
テッペーザ点滴静注用500mg	500mg 1 瓶	979,920	
(と)			
トロデルビ点滴静注用200mg	200mg 1 瓶	187,195	
(へ)			
ヘムライブラ皮下注12mg	12mg 0.4mL 1 瓶	131,539	
(ら)			
ライブリバント点滴静注350mg	350mg 7 mL 1 瓶	160,014	
(ろ)			
ロゼバラミン筋注用25mg	25mg 1 瓶	10,425	
	外 用 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価	円
(い)			
イドメシンパップ70mg	10cm×14cm 1 枚	17.10	
(へ)			
ヘパリン類似物質ゲル0.3%「ケンエー」	1 g	5.10	
ヘパリン類似物質クリーム0.3%「ケンエー」	1 g	5.60	
ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ケンエー」	1 g	5.60	
	歯 科 用 薬 剤		
品 名	規 格 単 位	薬 価	円
(せ)			
セプトカイン配合注カートリッジ	1.7mL 1 管	191.20	

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)
第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^{ぎや} 注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ミリキズマブ製剤 乾燥濃縮人プロテインC製剤 メコバラミン製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^{ぎや} 注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ミリキズマブ製剤 (新設) (新設)

附 則

この告示は、令和六年十一月二十日から適用する。

○厚生労働省告示第三百三十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和七年二月一日から適用する。

令和六年十一月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 注1〜3 (略) 第1部 品 名 内 用 規 格 薬 単 位 薬 価 円 (あ)〜(せ) (略) (そ) (略) ゾコーハ錠125mg 125mg 1錠 7,090.00 (略) (た)〜(わ) (略) 第2部 品 名 注 射 規 格 薬 単 位 薬 価 円 (あ)〜(ふ) (略) (へ) (略) (略) ヘスレミ皮下注250 μ gシリンジ 250 μ g0.5mL 1筒 272,587 ヘスレミ皮下注500 μ gシリンジ 500 μ g 1 mL 1筒 518,246 (略) (ほ)〜(わ) (略) 第3部〜第10部 (略)	別表 注1〜3 (略) 第1部 品 名 内 用 規 格 薬 単 位 薬 価 円 (あ)〜(せ) (略) (そ) (略) ゾコーハ錠125mg 125mg 1錠 7,407.40 (略) (た)〜(わ) (略) 第2部 品 名 注 射 規 格 薬 単 位 薬 価 円 (あ)〜(ふ) (略) (へ) (略) (略) ヘスレミ皮下注250 μ gシリンジ 250 μ g0.5mL 1筒 297,259 ヘスレミ皮下注500 μ gシリンジ 500 μ g 1 mL 1筒 565,154 (略) (ほ)〜(わ) (略) 第3部〜第10部 (略)

○厚生労働省告示第三百三十五号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十三年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十一月二十日から適用する。

令和六年十一月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体^注、回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン¹製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベグピソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニル²製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾン³エステルナトリウム製剤、デキサメタゾン⁴エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェン⁵アキセチル⁶製剤、メトクロプラミド⁷製剤、プロクロロール⁸ペラジン⁹製剤、ブチルスコブラミン¹⁰臭化物¹¹製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン¹²・L-システイン¹³塩酸塩配合剤、アダリムマブ¹⁴製剤、エリスロポエチン¹⁵（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン¹⁶（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド¹⁷製剤、アドレナリン¹⁸製剤、ヘパリン¹⁹カルシウム²⁰製剤、オキシコドン²¹塩酸塩製剤、アポモルヒネ²²塩酸塩製剤、セルトリズマブ²³ベゴル²⁴製剤、トシリズマブ²⁵製剤、メトレレプチン²⁶製剤、アパタセプト²⁷製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン²⁸（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン²⁹製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ³⁰アルファ³¹製剤、グラチラマー³²酢酸塩³³製剤、脂肪	第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体^注、回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン¹製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベグピソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニル²製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾン³エステルナトリウム製剤、デキサメタゾン⁴エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェン⁵アキセチル⁶製剤、メトクロプラミド⁷製剤、プロクロロール⁸ペラジン⁹製剤、ブチルスコブラミン¹⁰臭化物¹¹製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン¹²・L-システイン¹³塩酸塩配合剤、アダリムマブ¹⁴製剤、エリスロポエチン¹⁵（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン¹⁶（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド¹⁷製剤、アドレナリン¹⁸製剤、ヘパリン¹⁹カルシウム²⁰製剤、オキシコドン²¹塩酸塩製剤、アポモルヒネ²²塩酸塩製剤、セルトリズマブ²³ベゴル²⁴製剤、トシリズマブ²⁵製剤、メトレレプチン²⁶製剤、アパタセプト²⁷製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン²⁸（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン²⁹製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ³⁰アルファ³¹製剤、グラチラマー³²酢酸塩³³製剤、脂肪

乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファラーゼ製剤、イミグルセララーゼ製剤、エロスルファラーゼ アルファ製剤、ガルスルファラーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセララーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C-1 インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く）、ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリラーゼ製剤、パピナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテイン C 製剤及びメコバラミン製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エプリスデイドライシロップ六〇mg シアリス錠五mg シアリス錠一〇mg シアリス錠二〇mg バイアグラ錠二五mg バイアグラ錠五〇mg バイアグラODフィルム二五mg バイアグラODフィルム五〇mg ガニレスト皮下注〇・二五mg シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg ウトロゲスタン腔用カプセル二〇〇mg ルティナス錠一〇〇mg ルテム腔用坐剤四〇〇mg ワンクリノン腔用ゲル九〇mg ポカプリア錠三〇mg コセルゴカプセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る）、リバゼブ配合錠LD、リバゼブ配合錠HD、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇mg、ゾキンヴィカプセル七五mg、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠

(二) (三) (略)

乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファラーゼ製剤、イミグルセララーゼ製剤、エロスルファラーゼ アルファ製剤、ガルスルファラーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセララーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C-1 インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く）、ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリラーゼ製剤、パピナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤及びミリキズマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エプリスデイドライシロップ六〇mg シアリス錠五mg シアリス錠一〇mg シアリス錠二〇mg バイアグラ錠二五mg バイアグラ錠五〇mg バイアグラODフィルム二五mg バイアグラODフィルム五〇mg ガニレスト皮下注〇・二五mg シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg ウトロゲスタン腔用カプセル二〇〇mg ルティナス錠一〇〇mg ルテム腔用坐剤四〇〇mg ワンクリノン腔用ゲル九〇mg ポカプリア錠三〇mg コセルゴカプセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る）、リバゼブ配合錠LD、リバゼブ配合錠HD、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇mg及びゾキンヴィカプセル七五mg

(二) (三) (略)

別表第 2

第 1 部～第 5 部 (略)

第 6 部 追 補 (3)	
内 用 薬	
品 名	規 格 単 位
(あ)	
㊦ アゼルニジピン錠16mg「NP」	16mg 1 錠
㊦ アゼルニジピン錠16mg「ニプロ」	16mg 1 錠
アドピオール錠 5 mg	5 mg 1 錠
㊦ アムロジピンOD錠10mg「イセイ」	10mg 1 錠
㊦ アムロジピン錠10mg「タイヨー」	10mg 1 錠
㊦ アムロジピン錠10mg「TYK」	10mg 1 錠
㊦ アムロジピン錠10mg「ニプロ」	10mg 1 錠
アリピプラゾールOD錠24mg「アメル」	24mg 1 錠
アリピプラゾール散 1 %「オーハラ」	1 % 1 g
アリピプラゾール内用液分包 3 mg「ニプロ」	0.1 % 3 mL 1 包
アリピプラゾール内用液分包 6 mg「ニプロ」	0.1 % 6 mL 1 包
アリピプラゾール内用液分包 12mg「ニプロ」	0.1 % 12mL 1 包
アンブリット錠10mg	10mg 1 錠
アンブリット錠25mg	25mg 1 錠
(い)	
イトリゾール内用液 1 %	1 % 1 mL
イルベサルタンOD錠50mg「J G」	50mg 1 錠
イルベサルタンOD錠100mg「オーハラ」	100mg 1 錠
イルベサルタンOD錠100mg「J G」	100mg 1 錠
イルベサルタンOD錠200mg「オーハラ」	200mg 1 錠
イルベサルタンOD錠200mg「J G」	200mg 1 錠
(え)	
㊦ エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「アメル」	10mg 1 錠
エビナスチン塩酸塩 D S 小児用 1 %「サワイ」	1 % 1 g
L-アスパラギン酸 K 錠300mg「アメル」	300mg 1 錠
エレトリブタンOD錠20mg「アメル」	20mg 1 錠
(お)	
オランザピン錠2.5mg「三和」	2.5mg 1 錠
(か)	
㊦ カルベジロール錠20mg「アメル」	20mg 1 錠
(く)	
㊦ ケチアピン細粒50%「サワイ」	50% 1 g
㊦ ケチアピン細粒50%「三和」	50% 1 g
㊦ ケチアピン細粒50%「ヨシトミ」	50% 1 g

別表第 2

第 1 部～第 5 部 (略)

(新設)

㊦ クエチアピン錠100mg 「三和」	100mg 1 錠
㊦ クエチアピン錠200mg 「三和」	200mg 1 錠
クレメジンカプセル200mg	200mg 1 カプセル
(こ)	
コランチル配合顆粒 ^か	1 g
コレミナール細粒 1 %	1 % 1 g
コレミナール錠 4 mg	4 mg 1 錠
コロネル細粒83.3%	83.3% 1 g
コロネル錠500mg	500mg 1 錠
(し)	
㊦ 次硝酸ピスマス 「ケンエー」	1 g
シプロフロキサシン錠100mg 「S W」	100mg 1 錠
シプロフロキサシン錠200mg 「S W」	200mg 1 錠
ジメリン錠250mg	250mg 1 錠
シュアポスト錠0.25mg	0.25mg 1 錠
シュアポスト錠0.5mg	0.5mg 1 錠
人工カルルス塩 「コザカイ・M」	10 g
シンメトレル細粒10%	10% 1 g
(せ)	
㊦ セチリジン塩酸塩錠 5 mg 「N P I」	5 mg 1 錠
㊦ セチリジン塩酸塩錠10mg 「アメル」	10mg 1 錠
㊦ セチリジン塩酸塩錠10mg 「N P I」	10mg 1 錠
セルシンシロップ0.1%	0.1% 1 mL
㊦ センブリ・重曹散 「ケンエー」	1 g
(た)	
㊦ タベンタ錠25mg	25mg 1 錠
㊦ タベンタ錠50mg	50mg 1 錠
㊦ タベンタ錠100mg	100mg 1 錠
タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg 「サワイ」	0.1mg 1 カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg 「サワイ」	0.2mg 1 カプセル
㊦ 炭酸マグネシウム 「ケンエー」	10 g
(て)	
デトルシトールカプセル 2 mg	2 mg 1 カプセル
デトルシトールカプセル 4 mg	4 mg 1 カプセル
㊦ テナキシル錠 1 mg	1 mg 1 錠
㊦ テナキシル錠 2 mg	2 mg 1 錠
デバケン細粒20%	20% 1 g

(と)

ドネベジル塩酸塩ODフィルム3mg「EE」 3mg 1錠

ドネベジル塩酸塩ODフィルム5mg「EE」 5mg 1錠

ドネベジル塩酸塩ODフィルム10mg「EE」 10mg 1錠

㊦ ドネベジル塩酸塩錠3mg「アメル」 3mg 1錠

㊦ ドネベジル塩酸塩錠3mg「NP」 3mg 1錠

㊦ ドネベジル塩酸塩錠3mg「ニプロ」 3mg 1錠

㊦ ドネベジル塩酸塩錠5mg「アメル」 5mg 1錠

㊦ ドネベジル塩酸塩錠5mg「ニプロ」 5mg 1錠

㊦ ドネベジル塩酸塩錠10mg「ニプロ」 10mg 1錠

㊦ トリクロルメチアジド錠2mg「JG」 2mg 1錠

トルバプタンOD錠7.5mg「KMP」 7.5mg 1錠

トルバプタンOD錠15mg「KMP」 15mg 1錠

(な)

㊦ ナフトピジル錠50mg「タカタ」 50mg 1錠

ナルフラフィン塩酸塩カプセル2.5μg「あすか」 2.5μg 1カプセル

(に)

ニフェジピンL錠20mg「KPI」 20mg 1錠

㊦ 乳酸カルシウム「コザカイ・M」 10g

(は)

バイシリンG顆粒^か40万単位 40万単位 1g

ハイゼット細粒20% 20% 1g

ハイボン細粒10% 10% 1g

ハイボン細粒20% 20% 1g

ハイボン錠40mg 40mg 1錠

㊦ パキシル錠5mg 5mg 1錠

㊦ パキシル錠10mg 10mg 1錠

㊦ パキシル錠20mg 20mg 1錠

㊦ バラシクロビル錠500mg「アメル」 500mg 1錠

㊦ バルサルタン錠80mg「アメル」 80mg 1錠

㊦ バルサルタン錠80mg「タカタ」 80mg 1錠

㊦ バルサルタン錠160mg「アメル」 160mg 1錠

㊦ バルサルタン錠160mg「タカタ」 160mg 1錠

㊦ パロキセチン錠10mg「DK」 10mg 1錠

㊦ パロキセチン錠20mg「DK」 20mg 1錠

(ひ)

<u>ピオグリタゾンOD錠15mg「タカタ」</u>	<u>15mg 1 錠</u>
<u>ピオグリタゾンOD錠30mg「タカタ」</u>	<u>30mg 1 錠</u>
㊦ <u>ピオグリタゾン錠15mg「アメル」</u>	<u>15mg 1 錠</u>
㊦ <u>ピオグリタゾン錠15mg「タカタ」</u>	<u>15mg 1 錠</u>
㊦ <u>ピオグリタゾン錠30mg「アメル」</u>	<u>30mg 1 錠</u>
㊦ <u>ピオグリタゾン錠30mg「タカタ」</u>	<u>30mg 1 錠</u>
<u>ビカルタミド錠80mg「NP」</u>	<u>80mg 1 錠</u>
<u>ビカルタミド錠80mg「JG」</u>	<u>80mg 1 錠</u>
<u>ピタバスタチンカルシウム錠1mg「テバ」</u>	<u>1mg 1 錠</u>
<u>ピタバスタチンカルシウム錠2mg「テバ」</u>	<u>2mg 1 錠</u>
<u>ピタバスタチンカルシウム錠4mg「テバ」</u>	<u>4mg 1 錠</u>

(ふ)

<u>フェキソフェナジン塩酸塩OD錠30mg「サワイ」</u>	<u>30mg 1 錠</u>
<u>フェキソフェナジン塩酸塩OD錠60mg「サワイ」</u>	<u>60mg 1 錠</u>
<u>ブラミベキソール塩酸塩LA錠0.375mgMI「アメル」</u>	<u>0.375mg 1 錠</u>
<u>ブラミベキソール塩酸塩LA錠0.375mgMI「JG」</u>	<u>0.375mg 1 錠</u>
<u>ブラミベキソール塩酸塩LA錠1.5mgMI「アメル」</u>	<u>1.5mg 1 錠</u>
<u>ブラミベキソール塩酸塩LA錠1.5mgMI「JG」</u>	<u>1.5mg 1 錠</u>
<u>ブラミベキソール塩酸塩錠0.125mg「アメル」</u>	<u>0.125mg 1 錠</u>
<u>ブラミベキソール塩酸塩錠0.5mg「アメル」</u>	<u>0.5mg 1 錠</u>
<u>برانلカスト錠225mg「CEO」</u>	<u>225mg 1 錠</u>
<u>プロニカ顆粒10%</u>	<u>10% 1 g</u>
<u>プロニカ錠40</u>	<u>40mg 1 錠</u>
<u>プロニカ錠80</u>	<u>80mg 1 錠</u>

(へ)

<u>ベラチン錠1mg</u>	<u>1mg 1 錠</u>
<u>ベラチンドライシロップ小児用0.1%</u>	<u>0.1% 1 g</u>

(ほ)

<u>ボグリボースOD錠0.2mg「MED」</u>	<u>0.2mg 1 錠</u>
<u>ボグリボースOD錠0.3mg「MED」</u>	<u>0.3mg 1 錠</u>

(ま)

<u>マックメット懸濁用配合DS</u>	<u>1 g</u>
----------------------	------------

(み)

<u>ミケラン細粒1%</u>	<u>1% 1 g</u>
<u>ミルナシبران塩酸塩錠25mg「サワイ」</u>	<u>25mg 1 錠</u>

(む)

<u>ムコサール錠15mg</u>	<u>15mg 1 錠</u>
-------------------	-----------------

(め)		
メタコリマイシン ^か 顆粒200万単位／g	200万単位	1 g
メロキシカム錠 5 mg 「アメル」	5 mg	1 錠
(も)		
㊦ モンテルカストナトリウム錠 5 mg 「日本臓器」	5 mg	1 錠
㊦ モンテルカストナトリウム錠 10 mg 「日本臓器」	10 mg	1 錠
(ゆ)		
ユニフィル L A 錠 100 mg	100 mg	1 錠
ユニフィル L A 錠 200 mg	200 mg	1 錠
ユニフィル L A 錠 400 mg	400 mg	1 錠
(よ)		
㊦ ヨウ化カリウム 「日医工」	1 g	
(ら)		
ラクトミン末 「マルイシ」	1 g	
㊦ ランソプラゾールカプセル 15 mg 「J G」	15 mg	1 カプセル
㊦ ランソプラゾールカプセル 30 mg 「J G」	30 mg	1 カプセル
(り)		
㊦ リセドロン酸 Na 錠 17.5 mg 「Z E」	17.5 mg	1 錠
㊦※硫酸マグネシウム (山善)	10 g	
(れ)		
レボフロキサシン O D 錠 500 mg 「トーワ」	500 mg	1 錠 (レボフロキサシンとして)
㊦ レボフロキサシン錠 250 mg 「N P」	250 mg	1 錠 (レボフロキサシンとして)
㊦ レボフロキサシン錠 500 mg 「N P」	500 mg	1 錠 (レボフロキサシンとして)
(ろ)		
㊦ ロサルタン K 錠 50 mg 「タカタ」	50 mg	1 錠
㊦ ロサルタン K 錠 100 mg 「タカタ」	100 mg	1 錠
ロスバスタチン O D 錠 2.5 mg 「タカタ」	2.5 mg	1 錠
ロスバスタチン O D 錠 5 mg 「タカタ」	5 mg	1 錠
㊦ ロスバスタチン錠 2.5 mg 「タカタ」	2.5 mg	1 錠
㊦ ロスバスタチン錠 5 mg 「タカタ」	5 mg	1 錠
㊦ ロスバスタチン錠 10 mg 「タカタ」	10 mg	1 錠
㊦ ロートエキス散 「J G」	1 g	
品 名	注 射 薬	規 格 単 位
(あ)		
アルガトロバン注シリンジ 10 mg 「N P」	10 mg	20 mL 1 筒
㊦ アルプロスタジル注 5 μg シリンジ 「トーワ」	5 μg	1 mL 1 筒
㊦ アルプロスタジル注 10 μg シリンジ 「トーワ」	10 μg	2 mL 1 筒

<u>(え)</u>	
<u>エビルピシン塩酸塩注射液10mg／5 mL「サワイ」</u>	<u>10mg 5 mL 1 瓶</u>
<u>エビルピシン塩酸塩注射液50mg／25mL「サワイ」</u>	<u>50mg25mL 1 瓶</u>
<u>エビルピシン塩酸塩注射用10mg「サワイ」</u>	<u>10mg 1 瓶</u>
<u>エビルピシン塩酸塩注射用50mg「サワイ」</u>	<u>50mg 1 瓶</u>
<u>エボprostenoール静注用0.5mg「ヤンセン」</u>	<u>0.5mg 1 瓶 (溶解液付)</u>
<u>エボprostenoール静注用1.5mg「ヤンセン」</u>	<u>1.5mg 1 瓶 (溶解液付)</u>
<u>(お)</u>	
<u>オクトレオチド皮下注50μg「SUN」</u>	<u>50μg 1 mL 1 瓶</u>
<u>オクトレオチド皮下注100μg「SUN」</u>	<u>100μg 1 mL 1 瓶</u>
㊦ <u>オザグレルNa点滴静注80mgバッグ「テルモ」</u>	<u>80mg200mL 1 袋</u>
<u>(か)</u>	
<u>カイトリル点滴静注バッグ3 mg／50mL</u>	<u>3 mg50mL 1 袋</u>
<u>冠動注用ミリスロール0.5mg／10mL</u>	<u>0.5mg10mL 1 管</u>
<u>カンプト点滴静注40mg</u>	<u>40mg 2 mL 1 瓶</u>
<u>カンプト点滴静注100mg</u>	<u>100mg 5 mL 1 瓶</u>
<u>(し)</u>	
<u>ジカベリン注 2 mL</u>	<u>2 mL 1 管</u>
<u>シチコリンH注500mgシリンジ「NP」</u>	<u>500mg 2 mL 1 筒</u>
<u>シチコリン注100mg／2 mL「NP」</u>	<u>5 % 2 mL 1 管</u>
<u>(せ)</u>	
<u>セルシン注射液 5 mg</u>	<u>5 mg 1 管</u>
<u>セルシン注射液10mg</u>	<u>10mg 1 管</u>
<u>(そ)</u>	
<u>ゾレドロン酸点滴静注 4 mg／5 mL「日医工」</u>	<u>4 mg 5 mL 1 瓶</u>
<u>(ち)</u>	
㊦ <u>チエナム筋注用0.5 g</u>	<u>500mg 1 瓶 (溶解液付)</u>
㊦ <u>チエナム点滴静注用キット0.5 g</u>	<u>500mg 1 キット (生理食塩液100mL付)</u>
<u>(つ)</u>	
<u>ツベラクチン筋注用 1 g</u>	<u>1 g 1 瓶</u>
<u>(て)</u>	
<u>テイコブラニン点滴静注用400mg「NP」</u>	<u>400mg 1 瓶</u>
<u>(と)</u>	
㊦ <u>ドセタキセル点滴静注液20mg／1 mL「サワイ」</u>	<u>20mg 1 mL 1 瓶</u>
㊦ <u>ドセタキセル点滴静注液80mg／4 mL「サワイ」</u>	<u>80mg 4 mL 1 瓶</u>
㊦ <u>ドセタキセル点滴静注用20mg「サワイ」</u>	<u>20mg0.5mL 1 瓶 (溶解液付)</u>

㊦ <u>ドセタキセル点滴静注用80mg「サワイ」</u>	<u>80mg 2 mL 1 瓶 (溶解液付)</u>
<u>ドセタキセル点滴静注20mg／1 mL「トーワ」</u>	<u>20mg 1 mL 1 瓶</u>
<u>ドセタキセル点滴静注20mg／1 mL「ヤクルト」</u>	<u>20mg 1 mL 1 瓶</u>
<u>ドセタキセル点滴静注80mg／4 mL「トーワ」</u>	<u>80mg 4 mL 1 瓶</u>
<u>ドセタキセル点滴静注80mg／4 mL「ヤクルト」</u>	<u>80mg 4 mL 1 瓶</u>
<u>トラスツズマブ B S 点滴静注用60mg「第一三共」</u>	<u>60mg 1 瓶 (溶解液付)</u>
<u>トラスツズマブ B S 点滴静注用150mg「第一三共」</u>	<u>150mg 1 瓶 (溶解液付)</u>
㊦ <u>トラネキサム酸注 1 g シリンジ「NP」</u>	<u>10%10mL 1 筒</u>
<u>トルツ皮下注80mgシリンジ</u>	<u>80mg 1 mL 1 筒</u>
<u>(は)</u>	
<u>バイエッタ皮下注 5 μg ペン300</u>	<u>300μg 1 キット (5 μg)</u>
<u>バイエッタ皮下注10μg ペン300</u>	<u>300μg 1 キット (10μg)</u>
<u>(ひ)</u>	
<u>ピソルボン注 4 mg</u>	<u>0.2% 2 mL 1 管</u>
<u>(ふ)</u>	
<u>フェロン注射用100万</u>	<u>100万国際単位 1 瓶 (溶解液付)</u>
<u>フェロン注射用300万</u>	<u>300万国際単位 1 瓶 (溶解液付)</u>
<u>フストジル注射液50mg</u>	<u>2 mL 1 管</u>
<u>ブチルスコボラミン臭化物注20mgシリンジ「NP」</u>	<u>20mg 1 mL 1 筒</u>
<u>フルマゼニル静注液0.2mg「ケミファ」</u>	<u>0.2mg 2 mL 1 管</u>
<u>プロスコープ300注シリンジ50mL</u>	<u>62.34%50mL 1 筒</u>
<u>プロスコープ300注シリンジ80mL</u>	<u>62.34%80mL 1 筒</u>
<u>プロスコープ300注シリンジ100mL</u>	<u>62.34%100mL 1 筒</u>
<u>プロスコープ300注20mL</u>	<u>62.34%20mL 1 瓶</u>
<u>プロスコープ300注50mL</u>	<u>62.34%50mL 1 瓶</u>
<u>プロスコープ300注100mL</u>	<u>62.34%100mL 1 瓶</u>
<u>プロスコープ370注シリンジ50mL</u>	<u>76.89%50mL 1 筒</u>
<u>プロスコープ370注シリンジ80mL</u>	<u>76.89%80mL 1 筒</u>
<u>プロスコープ370注シリンジ100mL</u>	<u>76.89%100mL 1 筒</u>
<u>プロスコープ370注20mL</u>	<u>76.89%20mL 1 瓶</u>
<u>プロスコープ370注50mL</u>	<u>76.89%50mL 1 瓶</u>
<u>プロスコープ370注100mL</u>	<u>76.89%100mL 1 瓶</u>
<u>(へ)</u>	
<u>ベストコール筋注用0.5 g</u>	<u>500mg 1 瓶 (溶解液付)</u>
<u>ベストコール静注用0.5 g</u>	<u>500mg 1 瓶</u>
<u>ベストコール静注用 1 g</u>	<u>1 g 1 瓶</u>
<u>ペメトレキセド点滴静注液100mg「SUN」</u>	<u>100mg 4 mL 1 瓶</u>
<u>ペメトレキセド点滴静注液500mg「SUN」</u>	<u>500mg 20mL 1 瓶</u>

<u>(ほ)</u>	
ボルビサル注	2 mL 1 管
ボルビックス注	2 mL 1 管
<u>(み)</u>	
ミネリック 5 配合点滴静注シリンジ	2 mL 1 筒
<u>(や)</u>	
ヤスラミン配合静注	10 mL 1 管
<u>(り)</u>	
リキスミア皮下注 300 μ g	300 μ g 3 mL 1 キット
リクラスト点滴静注液 5 mg	5 mg 100 mL 1 瓶
<u>(れ)</u>	
レプチラーゼ注 1 単位	1 単位 1 mL 1 管
レプチラーゼ注 2 単位	2 単位 2 mL 1 管
外 用 薬	
品 名	規 格 単 位
<u>(い)</u>	
イドメシンコーワパップ 70mg	10 cm $\times$ 14 cm 1 枚
<u>(く)</u>	
㊞ グリセリンカリ液「J G」	10 mL
㊞ グリセリン「マルイシ」	10 mL
㊞ グリセリン「ヨシダ」	10 mL
クロトリマゾール外用液 1 % 「日医工」	1 % 1 mL
クロトリマゾールクリーム 1 % 「日医工」	1 % 1 g
クロトリマゾールゲル 1 % 「日医工」	1 % 1 g
<u>(さ)</u>	
サテニジン液 0.1	0.1 % 10 mL
サテニジン液 0.5	0.5 % 10 mL
㊞ 酸化亜鉛「ケンエー」	10 g
<u>(し)</u>	
ジクロフェナク Na パップ 280mg 「ラクール」	20 cm $\times$ 14 cm 1 枚
<u>(そ)</u>	
ソアナース軟膏 ^こ	1 g
<u>(つ)</u>	
㊞ ツロブテロールテープ 0.5mg 「MED」	0.5mg 1 枚
㊞ ツロブテロールテープ 1 mg 「MED」	1 mg 1 枚
㊞ ツロブテロールテープ 2 mg 「MED」	2 mg 1 枚
<u>(て)</u>	
テイカゾン点眼・点耳・点鼻液 0.1 %	0.1 % 1 mL
デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム 0.1 % 「日医工」	0.1 % 1 g
デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏 ^こ 0.1 % 「日医工」	0.1 % 1 g

(ね)	ネリゾナソリエーション0.1%	0.1% 1 mL	
	(ひ)		
(ひ)	ビソルボン吸入液0.2%	0.2% 1 mL	
	ビセスビエアロスフイア28吸入	28吸入 1 キット	
(ふ)			
(へ)	フェノール・亜鉛華リニメント (ハチ)	10 g	
	④ フェルピタクパツ70mg 「サワイ」	10cm×14cm 1 枚	
(こ)	⑤ 複方ヨード・グリセリン 「ヤクハン」	10mL	
	フルオシノニドクラー△0.05% 「日医工」	0.05% 1 g	
(こ)	フルオシノニドゲル0.05% 「日医工」	0.05% 1 g	
	フルオシノニド軟膏0.05% 「日医工」	0.05% 1 g	
(こ)	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50μg 「CEO」 28噴霧	2.04mg 4 mL 1 瓶	
	用		
(こ)	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50μg 「CEO」 56噴霧	4.08mg 8 mL 1 瓶	
	用		
(へ)			
(へ)	ベクロメタゾン点鼻液50μg 「杏林」	8.5mg 8.5 g 1 瓶	
	へペリン類似物質クラー△0.3% 「アメル」	1 g	
(へ)	へペリン類似物質ゲル0.3% 「アメル」	1 g	
	へペリン類似物質油性クラー△0.3% 「アメル」	1 g	
(み)			
(み)	ミリスチン5 mg	(5 mg) 4.05cm×4.50cm	
		1 枚	
(や)			
(や)	山善酢酸鉛	10 g	
	(ろ)		
(ろ)	ロキソプロフェンNaゲル1% 「ラター」	1% 1 g	

○厚生労働省告示第三百三十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十一月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

保医発 1119 第 11 号
令和 6 年 11 月 19 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和6年厚生労働省告示第333号、令和6年厚生労働省告示第334号及び令和6年厚生労働省告示第335号をもって改正され、令和6年11月20日から適用（ただし、令和6年厚生労働省告示第334号の改正規定は、令和7年2月1日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬18品目、注射薬10品目及び歯科用薬剤1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（外用薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 3 5 7	3, 6 3 6	2, 0 7 2	2 7	1 3, 0 9 2

- (4) 「薬価算定の基準について」（令和6年2月14日付け保医発 0214 第1号）第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（内用薬1品目及び注射薬2品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。
- (5) (4)による価格調整後の薬価は、令和7年2月1日から適用されるものであり、それまでは従来薬価が適用されること。

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬147品目、注射薬71品目、外用薬31品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和7年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	3 3 6	2 2 4	7 9	0	6 3 9

- (3) 乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤について、揭示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- (4) 新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、揭示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、新たに当該制限の例外とした新医薬品は、次のとおりであること。
- ・ユバンシ配合錠
 - ・アリッサ配合錠（ただし、1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。）

3 特掲診療料告示の一部改正について

乾燥濃縮人プロテインC及びメコバラミン製剤について、特掲診療料告示別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アセノベル徐放錠 500mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「15.1 臨床使用に基づく情報」及び「17. 臨床成績」項の内容を熟知し、臨床試験で対象とされた患者背景、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、本剤の投与が適切と判断される患者に使用すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) ビルタサ懸濁用散分包 8.4g

本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「本剤は効果発現が緩徐であるため、緊急の治療を要する高カリウム血症には使用しないこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) ユバンシ配合錠

本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「本剤を肺動脈性肺高血圧症の第一選択薬としないこと。」及び「原則として、マシテンタン 10mg 1日1回及びタダラフィル 40mg 1日1回による併用治療を受けている場合に、本剤の使用を検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(4) アリッサ配合錠

- ① 本製剤の効能・効果は、「月経困難症」であること。
- ② 本製剤が避妊の目的で処方された場合には、保険給付の対象とはしないこと。
- ③ 本製剤は、新医薬品として承認されたものであるが、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)の適用に当たっては、本製剤の効能・効果に係る疾患の特性や治験の成績を勘案し、特例的に当該の投薬期間制限を14日間ではなく30日間として取り扱うこと。
- ④ 本製剤は1シートに有効成分を含有する錠剤(実薬錠)を24錠及び有効成分を含有しない錠剤(プラセボ錠)を4錠、合計28錠を含む製剤であり、その用法・用量から、原則、シートの形態で処方されるものであるため、実薬錠及びプラセボ錠の区別無く、本製剤の1日あたりに算定した額を用いて、以下に示す例を参考に請求を行うこと。

例) アリッサ配合錠 1錠
1日1回 28日分

(5) ルプキネスカプセル 7.9mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「eGFR が 45mL/min/1.73m² 以下の患者で

は、投与の必要性を慎重に判断し、eGFR が 30mL/min/1.73m² 未満の患者では可能な限り投与を避けること。」及び「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、本剤の臨床試験の投与対象、有効性及び安全性を十分に理解した上で、診療ガイドライン等の最新の情報を参考に、本剤の投与が適切と判断される患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(6) オータイロカプセル 40mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*ROS1* 融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、*ROS1* 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

(7) タスフィゴ錠 35mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*FGFR2* 融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、*FGFR2* 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

(8) ロゼバラミン筋注用 25mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験に組み入れられた患者の罹病期間、ALS 重症度、呼吸機能等の背景及び試験結果を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、適応患者の選択を行うこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤はメコバラミン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(9) テッペーザ点滴静注用 500mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤投与時に、聴覚障害（難聴、聴力低下、耳管機能障害、耳管開放、聴覚過敏、耳鳴、鼓膜障害等）があらわれることがあり、重篤かつ不可逆的な事象も報告されている。「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、臨床試験で対象とされた患者背景、並びに本剤の有効性及び安全性の試験結果等も十分に理解した上で、適用患者を選択すること。軽症の活動性甲状腺眼症患者を対象とした有効性及び安全性を指標とした臨床試験は実施していない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤の重要な基本的注意において、「本剤投与により聴覚障害が発現する場合があることを患者に説明し、聴覚障害に関連する症状が認められた場合には、

医療機関を受診するよう患者に指導すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(10) アウィクリ注 フレックスタッチ 総量 300 単位

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「1 型糖尿病患者においては、本剤の有効性及び安全性を十分に理解し、連日投与の Basal インスリン等を用いたインスリン治療を選択することも検討したうえで、本剤の適用を慎重に考慮すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤は、インスリン製剤であり、本剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(11) トロデルビ点滴静注用 200mg

- ① 本製剤の効能又は効果は「化学療法歴のあるホルモン受容体陰性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌」であることから、ホルモン受容体陰性及び HER2 陰性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。
- ② 本剤の効能又は効果に関連する注意において、「タキサン系抗悪性腫瘍剤による治療歴のある患者を対象とすること。」とされているので、過去に実施したタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療歴を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(12) ライブリバント点滴静注 350mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、EGFR 遺伝子エクソン 20 挿入変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR 遺伝子エクソン 20 挿入変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。
なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

(13) セプーロチン静注用 1000 単位

本製剤は乾燥濃縮人プロテイン C 製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号）の一部を次のように改正する。
- ① 別添1第2章第2部第2節第2款C 1 5 0の(8)の次に次のように加える。

(9) インスリン イコデクの自己注射を承認された用法及び用量に従い1週間に1回行っている患者は、インスリン製剤の自己注射を1日1回以上行っている患者に準じて、所定点数を算定できる。
 - ② 別添1第2章第2部第3節C 2 0 0(1)中「及びミリキズマブ製剤」を「、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤」に改める。
 - ③ 別添1別紙36「睡眠薬」中「メラトニン」の下に「ダリドレキサント塩酸塩」を加える。
 - ④ 別添3区分01(5)イ中「及びミリキズマブ製剤」を「、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤」に改める。
 - ⑤ 別添3別表2中「及びミリキズマブ製剤」を「、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤」に改める。
 - ⑥ 別添3別表3中「ミリキズマブ製剤」の下に「乾燥濃縮人プロテインC製剤」及び「メコバラミン製剤」を加える。
- (2) 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第5号）の別添3第26の2の2の(4)ア中「及びイノラス配合経腸用液」を「、イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤」に改める。
- (3) 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第6号）の別添1第36の3の1(4)①及び第93の4(1)ア中「及びイノラス配合経腸用液」を「、イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤」に改める。
- (4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成28年5月24日付け保医発 0524 第1号）の記の3の(2)中「及び同75mg」を「、同カプセル75mg及び小児用分散錠10mg」に改める。
- (5) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成28年5月24日付け保医発 0524 第1号）の記の3の(3)中「及び同2mg」を「、同錠2mg及び同小児用ドライシロップ4.7mg」に改める。
- (6) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和5年3月14日付け保医発 0314 第4号）の記の4の(2)中「クレセンバカプセル100mg及び同点滴静注用200mg」を「クレセンバカプセル40mg、同カプセル100mg及び同点滴静注用200mg」に改める。
- (7) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

等の一部改正等について」(令和6年3月29日付け保医発0329第4号)の3中「アドトラザーザ皮下注150mg シリンジ」を「アドトラザーザ皮下注150mg シリンジ及び同皮下注300mg ペン」に改める。

- (8) 「トラロキヌマブ(遺伝子組換え)製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(令和5年3月14日付け保医発0314第5号)の記の(1)中「アドトラザーザ皮下注150mg シリンジ」を「アドトラザーザ皮下注150mg シリンジ及び同皮下注300mg ペン」に改める。
- (9) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成30年5月21日付け保医発0521第8号)の記の4の(3)中「ヘムライブラ皮下注30mg、同皮下注60mg、同皮下注90mg、同皮下注105mg 及び同皮下注150mg」を「ヘムライブラ皮下注12mg、同皮下注30mg、同皮下注60mg、同皮下注90mg、同皮下注105mg 及び同皮下注150mg」に改める。
- (10) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(令和6年3月5日付け保医発0305第2号)の別紙1に別添1に掲げる医薬品を加え、別紙4に別添2に掲げる医薬品を加える。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和6年11月20日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
外用薬	2649950M1216	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質ゲル0. 3 %「ケン エー」	健栄製薬	5. 10
外用薬	3339950M1200	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質油性クリーム0. 3 %「ケンエー」	健栄製薬	5. 60
外用薬	3339950N1108	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質クリーム0. 3 % 「ケンエー」	健栄製薬	5. 60

別紙4 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品の先発医薬品」から除外する品目
(加算等の算定対象とならない「後発医薬品の先発医薬品」)
※令和6年11月20日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
外用薬	2649719S1371	インドメタシン	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	イドメシンパップ7 0 m g	テイカ製薬	17.10

(参考 1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	アセノベル徐放錠500mg	アセノイラミン酸	500mg 1錠	2,886.20
2	内用薬	アリッサ配合錠	エステトロール水和物／ドロスピレノン	1シート	5,056.80
3	内用薬	イノソリッド配合経腸用半固形剤	経腸成分栄養剤	10g	14.40
4	内用薬	オータイロカプセル40mg	レボトレクチニブ	40mg 1カプセル	3,468.30
5	内用薬	クービピック錠25mg	ダリドレキサント塩酸塩	25mg 1錠	57.30
6	内用薬	クービピック錠50mg	ダリドレキサント塩酸塩	50mg 1錠	90.80
7	内用薬	クレセンバカプセル40mg	イサブコナゾニウム硫酸塩	40mg 1カプセル	2,007.80
8	内用薬	ジャカピ内用液小児用0.5%	ルキシリチニブリン酸塩	0.5% 1mL	12,209.00
9	内用薬	タスフィゴ錠35mg	タスルグラチニブコハク酸塩	35mg 1錠	15,378.70
10	内用薬	タフィンラー小児用分散錠10mg	ダブラフェニブメシル酸塩	10mg 1錠	1,225.90
11	内用薬	ニンラーロカプセル0.5mg	イキサゾミブクエン酸エステル	0.5mg 1カプセル	24,023.70
12	内用薬	ビルタサ懸濁用散分包8.4g	パチロマーソルビテクスカルシウム	8.4g 1包	949.50
13	内用薬	ファダブス錠10mg	アミファンブリジンリン酸塩	10mg 1錠	3,849
14	内用薬	フリュザクラカプセル1mg	フルキンチニブ	1mg 1カプセル	5,139
15	内用薬	フリュザクラカプセル5mg	フルキンチニブ	5mg 1カプセル	23,867
16	内用薬	メキニスト小児用ドライシロップ4.7mg	トラメチニブジメチルスルホキシド付加物	4.7mg 1瓶	99,852.00
17	内用薬	ユバンシ配合錠	マシテンタン／タダラフィル	1錠	13,334.90
18	内用薬	ルブキネスカプセル7.9mg	ボクロスボリン	7.9mg 1カプセル	778.60
19	注射薬	アウイクリ注フレックスタッチ 総量300単位	インスリン イコデク（遺伝子組換え）	300単位 1キット	2,081
20	注射薬	アドトラーザ皮下注300mgペン	トラロキヌマブ（遺伝子組換え）	300mg 2mL 1キット	41,859
21	注射薬	キドバレン輸液	慢性腎不全用高カロリー輸液用アミノ酸・糖・電解質・総合ビタミン製剤	1050mL 1キット	2,269
22	注射薬	ケサンラ点滴静注液350mg	ドナネマブ（遺伝子組換え）	350mg20mL 1瓶	66,948
23	注射薬	スキリージ皮下注180mgオートドージャー	リサンキズマブ（遺伝子組換え）	180mg1.2mL 1キット	259,358
24	注射薬	テッペーザ点滴静注用500mg	テプロツムマブ（遺伝子組換え）	500mg 1瓶	979,920
25	注射薬	トロデルビ点滴静注用200mg	サシツズマブ ギビテカン（遺伝子組換え）	200mg 1瓶	187,195
26	注射薬	ヘムライブラ皮下注12mg	エミシズマブ（遺伝子組換え）	12mg0.4mL 1瓶	131,539
27	注射薬	ライブリバント点滴静注350mg	アミバンタマブ（遺伝子組換え）	350mg 7mL 1瓶	160,014
28	注射薬	ロゼパラミン筋注用25mg	メコパラミン	25mg 1瓶	10,425
29	外用薬	イドメシソパップ70mg	インドメタシン	10cm×14cm 1枚	17.10
30	外用薬	ヘパリン類似物質ゲル0.3%「ケンエー」	ヘパリン類似物質	1g	5.10
31	外用薬	ヘパリン類似物質クリーム0.3%「ケンエー」	ヘパリン類似物質	1g	5.60
32	外用薬	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ケンエー」	ヘパリン類似物質	1g	5.60
33	歯科用薬剤	セプトカイン配合注カートリッジ	アルチカイン塩酸塩／アドレナリン酒石酸水素塩	1.7mL 1管	191.20

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和7年2月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品 名	規 格 単 位	現行薬価	調整後薬価
6250052F1023	ゾコーバ錠125mg	125mg 1 錠	7,407.40	7,090.00
4291467G1021	ベスレミ皮下注 250 μ g シリンジ	250 μ g 0.5mL 1 筒	297,259	272,587
4291467G2028	ベスレミ皮下注 500 μ g シリンジ	500 μ g 1 mL 1 筒	565,154	518,246

(参考 3)

揭示事項等告示

別表第2 (令和7年3月31日まで)

No		薬価基準名		成分名	規格単位
1	内用薬	局	アゼルニジピン錠16mg「NP」	アゼルニジピン	16mg 1錠
2	内用薬	局	アゼルニジピン錠16mg「ニプロ」	アゼルニジピン	16mg 1錠
3	内用薬		アドビオール錠5mg	ブフェトロール塩酸塩	5mg 1錠
4	内用薬	局	アムロジピンOD錠10mg「イセイ」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
5	内用薬	局	アムロジピン錠10mg「タイヨー」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
6	内用薬	局	アムロジピン錠10mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
7	内用薬	局	アムロジピン錠10mg「ニプロ」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
8	内用薬		アリピプラゾールOD錠24mg「アメル」	アリピプラゾール	24mg 1錠
9	内用薬		アリピプラゾール散1%「オーハラ」	アリピプラゾール	1% 1g
10	内用薬		アリピプラゾール内用液分包3mg「ニプロ」	アリピプラゾール	0.1% 3mL 1包
11	内用薬		アリピプラゾール内用液分包6mg「ニプロ」	アリピプラゾール	0.1% 6mL 1包
12	内用薬		アリピプラゾール内用液分包12mg「ニプロ」	アリピプラゾール	0.1% 12mL 1包
13	内用薬		アンブリット錠10mg	ロフェブラミン塩酸塩	10mg 1錠
14	内用薬		アンブリット錠25mg	ロフェブラミン塩酸塩	25mg 1錠
15	内用薬		イトリゾール内用液1%	イトラコナゾール	1% 1mL
16	内用薬		イルベサルタンOD錠50mg「JG」	イルベサルタン	50mg 1錠
17	内用薬		イルベサルタンOD錠100mg「オーハラ」	イルベサルタン	100mg 1錠
18	内用薬		イルベサルタンOD錠100mg「JG」	イルベサルタン	100mg 1錠
19	内用薬		イルベサルタンOD錠200mg「オーハラ」	イルベサルタン	200mg 1錠
20	内用薬		イルベサルタンOD錠200mg「JG」	イルベサルタン	200mg 1錠
21	内用薬	局	エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「アメル」	エナラプリルマレイン酸塩	10mg 1錠
22	内用薬		エピナスチン塩酸塩DS小児用1%「サワイ」	エピナスチン塩酸塩	1% 1g
23	内用薬		L-アスパラギン酸K錠300mg「アメル」	L-アスパラギン酸カリウム	300mg 1錠
24	内用薬		エレクトリブタンOD錠20mg「アメル」	エレクトリブタン臭化水素酸塩	20mg 1錠
25	内用薬		オランザピン錠2.5mg「三和」	オランザピン	2.5mg 1錠
26	内用薬	局	カルベジロール錠20mg「アメル」	カルベジロール	20mg 1錠
27	内用薬	局	クエチアピン細粒50%「サワイ」	クエチアピルフマル酸塩	50% 1g
28	内用薬	局	クエチアピン細粒50%「三和」	クエチアピルフマル酸塩	50% 1g
29	内用薬	局	クエチアピン細粒50%「ヨシトミ」	クエチアピルフマル酸塩	50% 1g
30	内用薬	局	クエチアピン錠100mg「三和」	クエチアピルフマル酸塩	100mg 1錠
31	内用薬	局	クエチアピン錠200mg「三和」	クエチアピルフマル酸塩	200mg 1錠
32	内用薬		クレメジンカプセル200mg	球形吸着炭	200mg 1カプセル
33	内用薬		コランチル配合顆粒	ジサイクロミン・水酸化アルミニウム配合剤	1g
34	内用薬		コレミナール細粒1%	フルタゾラム	1% 1g
35	内用薬		コレミナール錠4mg	フルタゾラム	4mg 1錠
36	内用薬		コロネル細粒83.3%	ポリカルボフィルカルシウム	83.3% 1g

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
37	内用薬	コロネル錠500mg	ポリカルボフィルカルシウム	500mg 1 錠
38	内用薬	局 次硝酸ビスマス「ケンエー」	次硝酸ビスマス	1 g
39	内用薬	シプロフロキサシン錠100mg「SW」	シプロフロキサシン塩酸塩	100mg 1 錠
40	内用薬	シプロフロキサシン錠200mg「SW」	シプロフロキサシン塩酸塩	200mg 1 錠
41	内用薬	ジメリン錠250mg	アセトヘキサミド	250mg 1 錠
42	内用薬	シュアポスト錠0.25mg	レバグリニド	0.25mg 1 錠
43	内用薬	シュアポスト錠0.5mg	レバグリニド	0.5mg 1 錠
44	内用薬	人工カルルス塩「コザカイ・M」	人工カルルス塩	10 g
45	内用薬	シンメトレル細粒10%	アマンタジン塩酸塩	10% 1 g
46	内用薬	局 セチリジン塩酸塩錠5mg「NP I」	セチリジン塩酸塩	5 mg 1 錠
47	内用薬	局 セチリジン塩酸塩錠10mg「アメル」	セチリジン塩酸塩	10mg 1 錠
48	内用薬	局 セチリジン塩酸塩錠10mg「NP I」	セチリジン塩酸塩	10mg 1 錠
49	内用薬	セルシンシロップ0.1%	ジアゼパム	0.1% 1 mL
50	内用薬	局 センブリ・重曹散「ケンエー」	センブリ・重曹	1 g
51	内用薬	麻 タベンタ錠25mg	タベンタドール塩酸塩	25mg 1 錠
52	内用薬	麻 タベンタ錠50mg	タベンタドール塩酸塩	50mg 1 錠
53	内用薬	麻 タベンタ錠100mg	タベンタドール塩酸塩	100mg 1 錠
54	内用薬	タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「サワイ」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1 カプセル
55	内用薬	タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「サワイ」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1 カプセル
56	内用薬	局 炭酸マグネシウム「ケンエー」	炭酸マグネシウム	10 g
57	内用薬	デトルシトールカプセル2mg	トルテロジン酒石酸塩	2mg 1 カプセル
58	内用薬	デトルシトールカプセル4mg	トルテロジン酒石酸塩	4mg 1 カプセル
59	内用薬	局 テナキシル錠1mg	インダパミド	1 mg 1 錠
60	内用薬	局 テナキシル錠2mg	インダパミド	2 mg 1 錠
61	内用薬	デバケン細粒20%	バルプロ酸ナトリウム	20% 1 g
62	内用薬	ドネベジル塩酸塩ODフィルム3mg「EE」	ドネベジル塩酸塩	3 mg 1 錠
63	内用薬	ドネベジル塩酸塩ODフィルム5mg「EE」	ドネベジル塩酸塩	5 mg 1 錠
64	内用薬	ドネベジル塩酸塩ODフィルム10mg「EE」	ドネベジル塩酸塩	10mg 1 錠
65	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠3mg「アメル」	ドネベジル塩酸塩	3 mg 1 錠
66	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠3mg「NP」	ドネベジル塩酸塩	3 mg 1 錠
67	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠3mg「ニプロ」	ドネベジル塩酸塩	3 mg 1 錠
68	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠5mg「アメル」	ドネベジル塩酸塩	5 mg 1 錠
69	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠5mg「ニプロ」	ドネベジル塩酸塩	5 mg 1 錠
70	内用薬	局 ドネベジル塩酸塩錠10mg「ニプロ」	ドネベジル塩酸塩	10mg 1 錠
71	内用薬	局 トリクロルメチアジド錠2mg「JG」	トリクロルメチアジド	2 mg 1 錠
72	内用薬	トルバプタンOD錠7.5mg「KMP」	トルバプタン	7.5mg 1 錠
73	内用薬	トルバプタンOD錠15mg「KMP」	トルバプタン	15mg 1 錠
74	内用薬	局 ナフトピジル錠50mg「タカタ」	ナフトピジル	50mg 1 錠

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
75	内用薬	ナルフラフィン塩酸塩カプセル2.5 μ g「あすか」	ナルフラフィン塩酸塩	2.5 μ g 1 カプセル
76	内用薬	ニフェジピンL錠20mg「K P I」	ニフェジピン	20mg 1 錠
77	内用薬	局 乳酸カルシウム「コザカイ・M」	乳酸カルシウム水和物	10 g
78	内用薬	バイシリンG顆粒40万単位	ベンジルペニシリンベンザチン水和物	40万単位 1 g
79	内用薬	ハイゼット細粒20%	ガンマオリザノール	20% 1 g
80	内用薬	ハイボン細粒10%	リボフラビン酪酸エステル	10% 1 g
81	内用薬	ハイボン細粒20%	リボフラビン酪酸エステル	20% 1 g
82	内用薬	ハイボン錠40mg	リボフラビン酪酸エステル	40mg 1 錠
83	内用薬	局 パキシル錠5mg	パロキセチン塩酸塩水和物	5 mg 1 錠
84	内用薬	局 パキシル錠10mg	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1 錠
85	内用薬	局 パキシル錠20mg	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg 1 錠
86	内用薬	局 バラシクロビル錠500mg「アメル」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1 錠
87	内用薬	局 バルサルタン錠80mg「アメル」	バルサルタン	80mg 1 錠
88	内用薬	局 バルサルタン錠80mg「タカタ」	バルサルタン	80mg 1 錠
89	内用薬	局 バルサルタン錠160mg「アメル」	バルサルタン	160mg 1 錠
90	内用薬	局 バルサルタン錠160mg「タカタ」	バルサルタン	160mg 1 錠
91	内用薬	局 パロキセチン錠10mg「D K」	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1 錠
92	内用薬	局 パロキセチン錠20mg「D K」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg 1 錠
93	内用薬	ビオグリタゾンOD錠15mg「タカタ」	ビオグリタゾン塩酸塩	15mg 1 錠
94	内用薬	ビオグリタゾンOD錠30mg「タカタ」	ビオグリタゾン塩酸塩	30mg 1 錠
95	内用薬	局 ビオグリタゾン錠15mg「アメル」	ビオグリタゾン塩酸塩	15mg 1 錠
96	内用薬	局 ビオグリタゾン錠15mg「タカタ」	ビオグリタゾン塩酸塩	15mg 1 錠
97	内用薬	局 ビオグリタゾン錠30mg「アメル」	ビオグリタゾン塩酸塩	30mg 1 錠
98	内用薬	局 ビオグリタゾン錠30mg「タカタ」	ビオグリタゾン塩酸塩	30mg 1 錠
99	内用薬	ビカルタミド錠80mg「N P」	ビカルタミド	80mg 1 錠
100	内用薬	ビカルタミド錠80mg「J G」	ビカルタミド	80mg 1 錠
101	内用薬	ピタバスタチンカルシウム錠1mg「テバ」	ピタバスタチンカルシウム	1 mg 1 錠
102	内用薬	ピタバスタチンカルシウム錠2mg「テバ」	ピタバスタチンカルシウム	2 mg 1 錠
103	内用薬	ピタバスタチンカルシウム錠4mg「テバ」	ピタバスタチンカルシウム	4 mg 1 錠
104	内用薬	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠30mg「サワイ」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1 錠
105	内用薬	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠60mg「サワイ」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1 錠
106	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩L A錠0.375mgM I「アメル」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.375mg 1 錠
107	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩L A錠0.375mgM I「J G」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.375mg 1 錠
108	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩L A錠1.5mgM I「アメル」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	1.5mg 1 錠
109	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩L A錠1.5mgM I「J G」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	1.5mg 1 錠
110	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩錠0.125mg「アメル」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.125mg 1 錠
111	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩錠0.5mg「アメル」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.5mg 1 錠
112	内用薬	ブランルカスト錠225mg「C E O」	ブランルカスト水和物	225mg 1 錠

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
113	内用薬	プロニカ顆粒10%	セラトロダスト	10% 1 g
114	内用薬	プロニカ錠40	セラトロダスト	40mg 1 錠
115	内用薬	プロニカ錠80	セラトロダスト	80mg 1 錠
116	内用薬	ベラチン錠 1mg	ツロブテロール塩酸塩	1 mg 1 錠
117	内用薬	ベラチンドライシロップ小児用0.1%	ツロブテロール塩酸塩	0.1% 1 g
118	内用薬	ボグリボースOD錠0.2mg「MED」	ボグリボース	0.2mg 1 錠
119	内用薬	ボグリボースOD錠0.3mg「MED」	ボグリボース	0.3mg 1 錠
120	内用薬	マックメット懸濁用配合D S	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	1 g
121	内用薬	ミケラン細粒 1 %	カルテオロール塩酸塩	1 % 1 g
122	内用薬	ミルナシブラン塩酸塩錠25mg「サワイ」	ミルナシブラン塩酸塩	25mg 1 錠
123	内用薬	ムコサル錠15mg	アンプロキシオール塩酸塩	15mg 1 錠
124	内用薬	メタコリマイシン顆粒200万単位／g	コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム	200万単位 1 g
125	内用薬	メロキシカム錠 5mg「アメル」	メロキシカム	5 mg 1 錠
126	内用薬	局 モンテルカストナトリウム錠 5mg「日本臓器」	モンテルカストナトリウム	5 mg 1 錠
127	内用薬	局 モンテルカストナトリウム錠10mg「日本臓器」	モンテルカストナトリウム	10mg 1 錠
128	内用薬	ユニフィルL A錠100mg	デオフィリン	100mg 1 錠
129	内用薬	ユニフィルL A錠200mg	デオフィリン	200mg 1 錠
130	内用薬	ユニフィルL A錠400mg	デオフィリン	400mg 1 錠
131	内用薬	局 ヨウ化カリウム「日医工」	ヨウ化カリウム	1 g
132	内用薬	ラクトミン末「マルイシ」	ラクトミン	1 g
133	内用薬	局 ランソプラゾールカプセル15mg「J G」	ランソプラゾール	15mg 1 カプセル
134	内用薬	局 ランソプラゾールカプセル30mg「J G」	ランソプラゾール	30mg 1 カプセル
135	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「Z E」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1 錠
136	内用薬	局 ※ 硫酸マグネシウム（山善）	硫酸マグネシウム水和物	10 g
137	内用薬	レボフロキサシンOD錠500mg「トーワ」	レボフロキサシン水和物	500mg 1 錠（レボフロキサシンとして）
138	内用薬	局 レボフロキサシン錠250mg「N P」	レボフロキサシン水和物	250mg 1 錠（レボフロキサシンとして）
139	内用薬	局 レボフロキサシン錠500mg「N P」	レボフロキサシン水和物	500mg 1 錠（レボフロキサシンとして）
140	内用薬	局 ロサルタンK錠50mg「タカタ」	ロサルタンカリウム	50mg 1 錠
141	内用薬	局 ロサルタンK錠100mg「タカタ」	ロサルタンカリウム	100mg 1 錠
142	内用薬	ロスバスタチンOD錠2.5mg「タカタ」	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg 1 錠
143	内用薬	ロスバスタチンOD錠 5mg「タカタ」	ロスバスタチンカルシウム	5mg 1 錠
144	内用薬	局 ロスバスタチン錠2.5mg「タカタ」	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg 1 錠
145	内用薬	局 ロスバスタチン錠 5mg「タカタ」	ロスバスタチンカルシウム	5 mg 1 錠
146	内用薬	局 ロスバスタチン錠10mg「タカタ」	ロスバスタチンカルシウム	10mg 1 錠
147	内用薬	局 ロートエキス散「J G」	ロートエキス	1 g
148	注射薬	アルガトロバン注シリンジ10mg「N P」	アルガトロバン水和物	10mg20mL 1 筒
149	注射薬	局 アルプロスタジル注 5μgシリンジ「トーワ」	アルプロスタジル	5 μg 1 mL 1 筒
150	注射薬	局 アルプロスタジル注10μgシリンジ「トーワ」	アルプロスタジル	10μg 2 mL 1 筒

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
151	注射薬	エビルピシン塩酸塩注射液10mg／5 mL「サワイ」	エビルピシン塩酸塩	10mg 5 mL 1 瓶
152	注射薬	エビルピシン塩酸塩注射液50mg／25mL「サワイ」	エビルピシン塩酸塩	50mg25mL 1 瓶
153	注射薬	エビルピシン塩酸塩注射用10mg「サワイ」	エビルピシン塩酸塩	10mg 1 瓶
154	注射薬	エビルピシン塩酸塩注射用50mg「サワイ」	エビルピシン塩酸塩	50mg 1 瓶
155	注射薬	エボプロステノール静注用0.5mg「ヤンセン」	エボプロステノールナトリウム	0.5mg 1 瓶（溶解液付）
156	注射薬	エボプロステノール静注用1.5mg「ヤンセン」	エボプロステノールナトリウム	1.5mg 1 瓶（溶解液付）
157	注射薬	オクトレオチド皮下注50 μ g「SUN」	オクトレオチド酢酸塩	50 μ g 1 mL 1 瓶
158	注射薬	オクトレオチド皮下注100 μ g「SUN」	オクトレオチド酢酸塩	100 μ g 1 mL 1 瓶
159	注射薬	局 オザグレルNa点滴静注80mgバッグ「テルモ」	オザグレルナトリウム	80mg200mL 1 袋
160	注射薬	カイトリル点滴静注バッグ3 mg／50mL	グラニセトロン塩酸塩	3 mg50mL 1 袋
161	注射薬	冠動注用ミリスロール0.5mg／10mL	ニトログリセリン	0.5mg10mL 1 管
162	注射薬	カンプト点滴静注40mg	イリノテカン塩酸塩水和物	40mg 2 mL 1 瓶
163	注射薬	カンプト点滴静注100mg	イリノテカン塩酸塩水和物	100mg 5 mL 1 瓶
164	注射薬	ジカベリン注2 mL	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合剤	2 mL 1 管
165	注射薬	シチコリンH注500mgシリンジ「NP」	シチコリン	500mg 2 mL 1 筒
166	注射薬	シチコリン注100mg／2 mL「NP」	シチコリン	5 % 2 mL 1 管
167	注射薬	セルシン注射液5 mg	ジアゼパム	5 mg 1 管
168	注射薬	セルシン注射液10mg	ジアゼパム	10mg 1 管
169	注射薬	ゾレドロン酸点滴静注4 mg／5 mL「日医工」	ゾレドロン酸水和物	4 mg 5 mL 1 瓶
170	注射薬	局 チエナム筋注用0.5 g	イミペネム水和物・シラスタチンナトリウム	500mg 1 瓶（溶解液付）
171	注射薬	局 チエナム点滴静注用キット0.5 g	イミペネム水和物・シラスタチンナトリウム	500mg 1 キット（生理食塩液100mL付）
172	注射薬	ツベラクチン筋注用1 g	エンビオマイシン硫酸塩	1 g 1 瓶
173	注射薬	テイコブラニン点滴静注用400mg「NP」	テイコブラニン	400mg 1 瓶
174	注射薬	局 ドセタキセル点滴静注液20mg／1 mL「サワイ」	ドセタキセル水和物	20mg 1 mL 1 瓶
175	注射薬	局 ドセタキセル点滴静注液80mg／4 mL「サワイ」	ドセタキセル水和物	80mg 4 mL 1 瓶
176	注射薬	局 ドセタキセル点滴静注用20mg「サワイ」	ドセタキセル水和物	20mg0.5mL 1 瓶（溶解液付）
177	注射薬	局 ドセタキセル点滴静注用80mg「サワイ」	ドセタキセル水和物	80mg 2 mL 1 瓶（溶解液付）
178	注射薬	ドセタキセル点滴静注20mg／1 mL「トーワ」	ドセタキセル	20mg 1 mL 1 瓶
179	注射薬	ドセタキセル点滴静注20mg／1 mL「ヤクルト」	ドセタキセル	20mg 1 mL 1 瓶
180	注射薬	ドセタキセル点滴静注80mg／4 mL「トーワ」	ドセタキセル	80mg 4 mL 1 瓶
181	注射薬	ドセタキセル点滴静注80mg／4 mL「ヤクルト」	ドセタキセル	80mg 4 mL 1 瓶
182	注射薬	トラスツズマブB S点滴静注用60mg「第一三共」	トラスツズマブ（遺伝子組換え）〔トラスツズマブ後続2〕	60mg 1 瓶（溶解液付）
183	注射薬	トラスツズマブB S点滴静注用150mg「第一三共」	トラスツズマブ（遺伝子組換え）〔トラスツズマブ後続2〕	150mg 1 瓶（溶解液付）
184	注射薬	局 トラネキサム酸注1 gシリンジ「NP」	トラネキサム酸	10%10mL 1 筒
185	注射薬	トルツ皮下注80mgシリンジ	イクセキズマブ（遺伝子組換え）	80mg 1 mL 1 筒
186	注射薬	バイエッタ皮下注5 μ gペン300	エキセナチド	300 μ g 1 キット（5 μ g）
187	注射薬	バイエッタ皮下注10 μ gペン300	エキセナチド	300 μ g 1 キット（10 μ g）
188	注射薬	ピソルボン注4 mg	ブロムヘキシン塩酸塩	0.2% 2 mL 1 管

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
189	注射薬	フェロン注射用100万	インターフェロンベータ	100万国際単位 1 瓶（溶解液付）
190	注射薬	フェロン注射用300万	インターフェロンベータ	300万国際単位 1 瓶（溶解液付）
191	注射薬	フストジル注射液50mg	グアイフェネシン	2 mL 1 管
192	注射薬	ブチルスコポラミン臭化物注20mgシリンジ「N P」	ブチルスコポラミン臭化物	20mg 1 mL 1 筒
193	注射薬	フルマゼニル静注液0. 2mg「ケミファ」	フルマゼニル	0. 2mg 2 mL 1 管
194	注射薬	プロスコープ300注シリンジ50mL	イオプロミド	62. 34%50mL 1 筒
195	注射薬	プロスコープ300注シリンジ80mL	イオプロミド	62. 34%80mL 1 筒
196	注射薬	プロスコープ300注シリンジ100mL	イオプロミド	62. 34%100mL 1 筒
197	注射薬	プロスコープ300注20mL	イオプロミド	62. 34%20mL 1 瓶
198	注射薬	プロスコープ300注50mL	イオプロミド	62. 34%50mL 1 瓶
199	注射薬	プロスコープ300注100mL	イオプロミド	62. 34%100mL 1 瓶
200	注射薬	プロスコープ370注シリンジ50mL	イオプロミド	76. 89%50mL 1 筒
201	注射薬	プロスコープ370注シリンジ80mL	イオプロミド	76. 89%80mL 1 筒
202	注射薬	プロスコープ370注シリンジ100mL	イオプロミド	76. 89%100mL 1 筒
203	注射薬	プロスコープ370注20mL	イオプロミド	76. 89%20mL 1 瓶
204	注射薬	プロスコープ370注50mL	イオプロミド	76. 89%50mL 1 瓶
205	注射薬	プロスコープ370注100mL	イオプロミド	76. 89%100mL 1 瓶
206	注射薬	ベストコール筋注用0. 5 g	セフメノキシム塩酸塩	500mg 1 瓶（溶解液付）
207	注射薬	ベストコール静注用0. 5 g	セフメノキシム塩酸塩	500mg 1 瓶
208	注射薬	ベストコール静注用 1 g	セフメノキシム塩酸塩	1 g 1 瓶
209	注射薬	ペメトレキセド点滴静注液100mg「S U N」	ペメトレキセドナトリウム水和物	100mg 4 mL 1 瓶
210	注射薬	ペメトレキセド点滴静注液500mg「S U N」	ペメトレキセドナトリウム水和物	500mg20mL 1 瓶
211	注射薬	ボルビスアル注	塩化第二鉄・硫酸亜鉛水和物配合剤	2 mL 1 管
212	注射薬	ボルビックス注	塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	2 mL 1 管
213	注射薬	ミネリック－5 配合点滴静注シリンジ	塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	2 mL 1 筒
214	注射薬	ヤスラミン配合静注	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム・サリチル酸ナトリウム	10mL 1 管
215	注射薬	リキスミア皮下注300μg	リキシセナチド	300μg 3 mL 1 キット
216	注射薬	リクラスト点滴静注液 5 mg	ゾレドロン酸水和物	5 mg100mL 1 瓶
217	注射薬	レブチラーゼ注 1 単位	ヘモコアグラーゼ	1 単位 1 mL 1 管
218	注射薬	レブチラーゼ注 2 単位	ヘモコアグラーゼ	2 単位 2 mL 1 管
219	外用薬	イドメシンコーワパップ70mg	インドメタシン	10cm×14cm 1 枚
220	外用薬	局 グリセリンカリ液「J G」	グリセリンカリ	10mL
221	外用薬	局 グリセリン「マルイシ」	グリセリン	10mL
222	外用薬	局 グリセリン「ヨシダ」	グリセリン	10mL
223	外用薬	クロトリマゾール外用液 1 %「日医工」	クロトリマゾール	1 % 1 mL
224	外用薬	クロトリマゾールクリーム 1 %「日医工」	クロトリマゾール	1 % 1 g
225	外用薬	クロトリマゾールゲル 1 %「日医工」	クロトリマゾール	1 % 1 g
226	外用薬	サテニジン液0. 1	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	0. 1%10mL

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
227	外用薬	サテニジン液0.5	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	0.5%10mL
228	外用薬	局 酸化亜鉛「ケンエー」	酸化亜鉛	10 g
229	外用薬	ジクロフェナクNaパップ280mg「ラクール」	ジクロフェナクナトリウム	20cm×14cm 1 枚
230	外用薬	ソアナース軟膏	精製白糖・ポビドンヨード	1 g
231	外用薬	局 ツロブテロールテープ0.5mg「MED」	ツロブテロール	0.5mg 1 枚
232	外用薬	局 ツロブテロールテープ 1mg「MED」	ツロブテロール	1 mg 1 枚
233	外用薬	局 ツロブテロールテープ 2mg「MED」	ツロブテロール	2 mg 1 枚
234	外用薬	テイカゾン点眼・点耳・点鼻液0.1%	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	0.1% 1 mL
235	外用薬	デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム0.1%「日医工」	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	0.1% 1 g
236	外用薬	デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏0.1%「日医工」	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	0.1% 1 g
237	外用薬	ネリゾナソリューション0.1%	ジフルコルトロン吉草酸エステル	0.1% 1 mL
238	外用薬	ビソルボン吸入液0.2%	ブロムヘキシン塩酸塩	0.2% 1 mL
239	外用薬	ビベスピエアロスフィア28吸入	グリコピロニウム臭化物・ホルモテロールフマル酸塩水和物	28吸入 1 キット
240	外用薬	局 フェノール・亜鉛華リニメント〈ハチ〉	フェノール・亜鉛華リニメント	10 g
241	外用薬	局 フェルピナクパップ70mg「サワイ」	フェルピナク	10cm×14cm 1 枚
242	外用薬	局 複方ヨード・グリセリン「ヤクハン」	複方ヨード・グリセリン	10mL
243	外用薬	フルオシノニドクリーム0.05%「日医工」	フルオシノニド	0.05% 1 g
244	外用薬	フルオシノニドゲル0.05%「日医工」	フルオシノニド	0.05% 1 g
245	外用薬	フルオシノニド軟膏0.05%「日医工」	フルオシノニド	0.05% 1 g
246	外用薬	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50 μ g「CEO」28噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg 4 mL 1 瓶
247	外用薬	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50 μ g「CEO」56噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	4.08mg 8 mL 1 瓶
248	外用薬	ベクロメタゾン点鼻液50 μ g「杏林」	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	8.5mg8.5 g 1 瓶
249	外用薬	ヘパリン類似物質クリーム0.3%「アメル」	ヘパリン類似物質	1 g
250	外用薬	ヘパリン類似物質ゲル0.3%「アメル」	ヘパリン類似物質	1 g
251	外用薬	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「アメル」	ヘパリン類似物質	1 g
252	外用薬	ミリステープ 5 mg	ニトログリセリン	(5 mg) 4.05cm×4.50cm 1 枚
253	外用薬	山善酢酸鉛	酢酸鉛	10 g
254	外用薬	ロキソプロフェンNaゲル 1%「ラクール」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	1% 1 g

(参考4：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 C150 血糖自己測定器加算 (1)～(8) (略) <u>(9) インスリン イコデクの自己注射を承認された用法及び用量に従い1週間に1回行っている患者は、インスリン製剤の自己注射を1日1回以上行っている患者に準じて、所定点数を算定できる。</u> 第3節薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製	別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 C150 血糖自己測定器加算 (1)～(8) (略) (新設) 第3節薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製

剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキシチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電

剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキシチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電

解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルクوپランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩

解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルクوپランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩

酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキ
ズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製
剤

(2)～(6) (略)

別紙36

抗不安薬 (略)

睡眠薬

ブロモバレリル尿素
抱水クロラール
エスタゾラム
フルラゼパム塩酸塩
ニトラゼパム
ニメタゼパム
ハロキサゾラム
トリアゾラム
フルニトラゼパム
ブロチゾラム
ロルメタゼパム
クアゼパム
アモバルビタール
バルビタール
フェノバルビタール

酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤及びミリ
キズマブ製剤

(2)～(6) (略)

別紙36

抗不安薬 (略)

睡眠薬

ブロモバレリル尿素
抱水クロラール
エスタゾラム
フルラゼパム塩酸塩
ニトラゼパム
ニメタゼパム
ハロキサゾラム
トリアゾラム
フルニトラゼパム
ブロチゾラム
ロルメタゼパム
クアゼパム
アモバルビタール
バルビタール
フェノバルビタール

フェノバルビタールナトリウム
ペントバルビタールカルシウム
トリクロホスナトリウム
リルマザホン塩酸塩水和物
ゾピクロン
ゾルピデム酒石酸塩
エスゾピクロン
ラメルテオン
スボレキサント
レンボレキサント
メラトニン
ダリドレキサント塩酸塩

抗うつ薬～抗精神病薬（略）

別添 3

区分 0 1 薬剤調製料

(1)～(4)（略）

(5) 注射薬

ア（略）

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固

フェノバルビタールナトリウム
ペントバルビタールカルシウム
トリクロホスナトリウム
リルマザホン塩酸塩水和物
ゾピクロン
ゾルピデム酒石酸塩
エスゾピクロン
ラメルテオン
スボレキサント
レンボレキサント
メラトニン
(新設)

抗うつ薬～抗精神病薬（略）

別添 3

区分 0 1 薬剤調製料

(1)～(4)（略）

(5) 注射薬

ア（略）

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固

第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、

第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、

アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラールゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、ジルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤及び、オゾラリズマブ製剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製

アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラールゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、ジルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤及び、オゾラリズマブ製剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤及びミリキズマブ製剤)に限る。

剤及びメコバロミン製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製

剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ

剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ

ルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ
ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合
剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテ
インC製剤及びメコバラミン製剤の自己注射のために用いる
ディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別
表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び
乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤

ルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ
ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合
剤、ベドリズマブ製剤及びミリキズマブ製剤の自己注射のため
に用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別
表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び
乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤	インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤	ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤	抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤	グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト	グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンC製剤	ヒトソマトメジンC製剤
エタネルセプト製剤	エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤	ペグビソマント製剤
スマトリブタン製剤	スマトリブタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤	グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤	アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤	テリパラチド製剤
アドレナリン製剤	アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤	ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤	アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤	セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤	トシリズマブ製剤
メトレプレチン製剤	メトレプレチン製剤
アバタセプト製剤	アバタセプト製剤
pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ アルファ製剤	アスホターゼ アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤	グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤	セクキヌマブ製剤
エボロクマブ製剤	エボロクマブ製剤

プロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤 インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 ブロスマブ製剤 メポリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤 サトラリズマブ製剤 ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤	プロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤 インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 ブロスマブ製剤 メポリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤 サトラリズマブ製剤 ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤
--	--

メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤	ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤
ジルコプランナトリウム製剤	ジルコプランナトリウム製剤
コンシズマブ製剤	コンシズマブ製剤
テゼペルマブ製剤	テゼペルマブ製剤
オゾラリズマブ製剤	オゾラリズマブ製剤
トラロキヌマブ製剤	トラロキヌマブ製剤
エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤	エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤
ベドリズマブ製剤	ベドリズマブ製剤
ミリキズマブ製剤	ミリキズマブ製剤
<u>乾燥濃縮人プロテインC製剤</u>	(新設)
<u>メコバラミン製剤</u>	(新設)

◎「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号）の別添 3 第 26 の 2 の 2 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 3 第 26 の 2 の 2 後発医薬品使用体制加算 1 後発医薬品使用体制加算の施設基準 （１）～（３）（略） （４）後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品 ア 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤、エレンタール P 乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライン NF 配合経腸用液、ラコール NF 配合経腸用液、エネーボ配合経腸用液、ラコール NF 配合経腸用半固形剤、 <u>イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤</u> イ～オ（略） （５）～（８）（略） 2 （略）	別添 3 第 26 の 2 の 2 後発医薬品使用体制加算 1 後発医薬品使用体制加算の施設基準 （１）～（３）（略） （４）後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品 ア 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤、エレンタール P 乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライン NF 配合経腸用液、ラコール NF 配合経腸用液、エネーボ配合経腸用液、ラコール NF 配合経腸用半固形剤 <u>及びイノラス配合経腸用液</u> イ～オ（略） （５）～（８）（略） 2 （略）

◎「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第6号）別添1第36の3の1（4）及び第93の4（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添1 第36の3 外来後発医薬品使用体制加算 1 外来後発医薬品使用体制加算に関する施設基準 （1）～（3）（略） （4） 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品 ① 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインラインNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーゴ配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用半固形剤、<u>イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配合経腸用半固形剤</u> ②～⑤（略） （5）～（8）（略） 2（略） 第93 後発医薬品調剤体制加算 1～3（略） 4 後発医薬品調剤体制加算の施設基準に関する留意点 （1） 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外す	別添1 第36の3 外来後発医薬品使用体制加算 1 外来後発医薬品使用体制加算に関する施設基準 （1）～（3）（略） （4） 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品 ① 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインラインNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーゴ配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用半固形剤<u>及びイノラス配合経腸用液</u> ②～⑤（略） （5）～（8）（略） 2（略） 第93 後発医薬品調剤体制加算 1～3（略） 4 後発医薬品調剤体制加算の施設基準に関する留意点 （1） 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外す

る医薬品

ア 経腸成分栄養剤

エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内
用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライ
ンNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーボ
配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラ
ス配合経腸用液、イノラス配合経腸用液及びイノソリッド配
合経腸用半固形剤

イ～オ (略)

(2) (略)

5 (略)

る医薬品

ア 経腸成分栄養剤

エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内
用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライ
ンNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーボ
配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用半固形剤及びイノラ
ス配合経腸用液

イ～オ (略)

(2) (略)

5 (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 1 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） <u>タフィンラーカプセル 50mg、同カプセル 75mg 及び小児用分散錠 10mg</u> 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） <u>タフィンラーカプセル 50mg 及び同 75mg</u> 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 1 号）の記の 3 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） メキニスト錠 0.5mg、<u>同錠 2mg 及び同小児用ドライシロップ</u> <u>4.7mg</u> 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） メキニスト錠 0.5mg <u>及び同 2mg</u> 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和５年３月１４日付け保医発 0314 第４号）の記の４の（２）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （２） クレセンバカプセル <u>40mg</u>、同カプセル 100mg 及び同点滴静注用 200mg 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤を投与する前に、原因真菌を分離及び同定するための真菌培養、病理組織学的検査等の他の検査のための試料を採取すること。培養等の検査の結果が得られる前に薬物療法を開始する場合でも、検査の結果が明らかになった時点でそれに応じた抗真菌剤による治療を再検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （２） クレセンバカプセル 100mg 及び同点滴静注用 200mg 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤を投与する前に、原因真菌を分離及び同定するための真菌培養、病理組織学的検査等の他の検査のための試料を採取すること。培養等の検査の結果が得られる前に薬物療法を開始する場合でも、検査の結果が明らかになった時点でそれに応じた抗真菌剤による治療を再検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」（令和 6 年 3 月 29 日付け保医発 0329 第 4 号）の 3

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について <u>アドトラザーザ皮下注 150mg シリンジ及び同皮下注 300mg ペン</u> ① 本製剤はトラロキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。	3 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について アドトラザーザ皮下注 150mg シリンジ ① 本製剤はトラロキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること

◎「トラロキヌマブ（遺伝子組換え）製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和５年３月１４日付け保医発 0314 第５号）の記の（１）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（１） アドトラーザ皮下注 150mg シリンジ及び同皮下注 300mg ペンについては、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。	（１） アドトラーザ皮下注 150mg シリンジについては、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 5 月 21 日付け保医発 0521 第 8 号）の記の 4 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） ヘムライブラ皮下注 <u>12mg</u>、<u>同皮下注 30mg</u>、同皮下注 60mg、同皮下注 90mg、同皮下注 105mg 及び同皮下注 150mg ① 本薬剤の使用に当たっては、血液凝固第Ⅷ因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。 ② 本薬剤は、エミシズマブ製剤であり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ③ 本薬剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） ヘムライブラ皮下注 30mg、同皮下注 60mg、同皮下注 90mg、同皮下注 105mg 及び同皮下注 150mg ① 本薬剤の使用に当たっては、血液凝固第Ⅷ因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。 ② 本薬剤は、エミシズマブ製剤であり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ③ 本薬剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

中医協 総－２－１
６．１１．１３

新医薬品一覧表(令和6年11月20日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	クービピック錠25mg クービピック錠50mg	25mg1錠 50mg1錠	ネクスラファーマジャパン株式 会社	ダリドレキサント 塩酸塩	新有効成分含 有医薬品	57.30円 90.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	－	内119	その他の中枢神経系用薬(不眠症)	3
2	ファダプス錠10mg	10mg1錠	ダイドーファーマ株式会社	アミファンブリ ジンリン酸塩	新有効成分含 有医薬品	3,848.70円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 加算係数 0 新薬創出等加算	内129	その他の末梢神経系用薬(ランバート・ イートン筋無力症候群の筋力低下の改 善)	5
3	アセノベル徐放錠500mg	500mg1錠	ノーベルファーマ株式会社	アセノイラミン 酸	新有効成分含 有医薬品	2,886.20円	原価計算方式	有用性加算(Ⅰ)A=45% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 迅速導入加算A=5% 加算係数 1.0 新薬創出等加算	内190	その他の神経系及び感覚器官用医薬 品(縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー における筋力低下の進行抑制)	7
4	ビルタサ懸濁用散分包8.4g	8.4g1包	ゼリア新薬工業株式会社	パチロマーソ ルピテクスカルシ ウム	新有効成分含 有医薬品	949.50円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	－	内219	その他の循環器官用薬(高カリウム血 症)	9
5	ユバシ配合錠	1錠	ヤンセンファーマ株式会社	マシテンタン/ タダラフィル	新医療用配合 剤	13,334.90円	新医療用配合剤の特例	－	内219	その他の循環器官用薬(肺動脈性肺 高血圧症)	11
6	アリッサ配合錠	1シート	富士製薬工業株式会社	エストロール 水和物/ドロ スピレノン	新有効成分含 有医薬品、新 医療用配合剤	5,056.80円	類似薬効比較方式(Ⅱ)	－	内248	混合ホルモン剤(月経困難症)	13
7	ルブキネスカプセル7.9mg	7.9mg1カプセル	大塚製薬株式会社	ボクロスボリン	新有効成分含 有医薬品	778.60円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 加算係数 0.6 新薬創出等加算	内399	他に分類されない代謝性医薬品(ルー ブス腎炎)	15
8	オータイロカプセル40mg	40mg1カプセル	ブリストル・マイヤーズ スクイ ブ株式会社	レボトレクニ ブ	新有効成分含 有医薬品	3,468.30円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	－	内429	その他の腫瘍用薬(<i>ROS1</i> 融合遺伝子 陽性の切除不能な進行・再発の非小 細胞肺癌)	17
9	タスフィゴ錠35mg	35mg1錠	エーザイ株式会社	タスルグラチニ ブコハク酸塩	新有効成分含 有医薬品	15,378.70円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	市場性加算(Ⅰ)A=10% 迅速導入加算A=10% 新薬創出等加算	内429	その他の腫瘍用薬(がん化学療法後 に増悪した <i>FGFR2</i> 融合遺伝子陽性の 治癒切除不能な胆道癌)	19
10	フリュザクラカプセル1mg フリュザクラカプセル5mg	1mg1カプセル 5mg1カプセル	武田薬品工業株式会社	フルキンチニブ	新有効成分含 有医薬品	5,139.40円 23,866.90円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	内429	その他の腫瘍用薬(がん化学療法後 に増悪した治癒切除不能な進行・再発 の結腸・直腸癌)	21
11	ケサンラ点滴静注液350mg	350mg20mL1瓶	日本イーライリリー株式会社	ドナネマブ(遺 伝子組換え)	新有効成分含 有医薬品	66,948円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注119	その他の中枢神経系用薬(アルツハイ マー病による軽度認知障害及び軽度 の認知症の進行抑制)	23
12	ロゼバラミン筋注用25mg	25mg1瓶	エーザイ株式会社	メコバラミン	新効能医薬 品、新用量医 薬品、剤形追 加に係る医薬 品(再審査期 間中でないも の)	10,425円	原価計算方式	市場性加算(Ⅰ)A=10% 加算係数 0.6 新薬創出等加算	注119	その他の中枢神経系用薬(筋萎縮性 側索硬化症(ALS)における機能障害 の進行抑制)	25

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
13	テッペーザ点滴静注用500mg	500mg1瓶	アムジェン株式会社	テブロツム Mab (遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	979,920円	原価計算方式	有用性加算(Ⅰ)A=45% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 加算係数 0 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注139	その他の感覚器官用薬(活動性甲状腺眼症)	27
14	アウイクリ注 フレックスタッチ 総量300単位	300単位1キット	ノボ ノルディスク ファーマ株式会社	インスリン イコデク(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	2,081円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注249	その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)(インスリン療法が適応となる糖尿病)	29
15	トロデルビ点滴静注用200mg	200mg1瓶	ギリアド・サイエンシズ株式会社	サシツズ Mab ゴビテカン(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	187,195円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅰ)A=40% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H2)	注429	その他の腫瘍用薬(化学療法歴のあるホルモン受容体陰性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌)	31
16	ライブリバント点滴静注350mg	350mg7mL1瓶	ヤンセンファーマ株式会社	アミバンタ Mab (遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	160,014円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=10% 新薬創出等加算	注429	その他の腫瘍用薬(EGFR遺伝子エクソン20挿入変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌)	33
17	セプトカイン配合注カートリッジ	1.7mL1管	株式会社ジーシー昭和薬品	アルチカイン塩酸塩／アドレナリン酒石酸水素塩	新有効成分含有医薬品、新医療用配合剤	191.20円	原価計算方式	—	歯271	歯科用局所麻酔剤(歯科領域及び口腔外科領域における浸潤麻酔又は伝達麻酔)	35

	品目数	成分数
内用薬	12	10
注射薬	6	6
外用薬	0	0
歯科用薬剤	1	1
計	19	17

令和６年１１月薬価収載予定の新薬のうち １４日ルールの例外的な取扱いをすることについて（案）

新医薬品は、「新医薬品の処方日数制限の取扱いについて」（平成２２年１０月２７日中医協了承）に基づき、一定の条件を満たした場合に限り、処方日数制限について例外的な取扱いをすることとされており、以下の品目については、その例外的な取扱いを適用してはどうか。

１．「ユバンシ配合錠」について

別添１のとおり、１４日ルールの制限を延長することができる品目の条件を満たすことから、例外的に、「処方日数の制限は設けないこと」としてはどうか。

同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量について、実質的に、既収載品によって１年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を設けないこととする。

２．「アリッサ配合錠」について

別添２のとおり、１４日ルールの制限を延長することができる品目の条件を満たすことから、例外的に、「処方日数制限を１４日間ではなく３０日間として取り扱うこと」としてはどうか。

疾患の特性や、含有量が１４日分を超える製剤のみが存在しているといった製剤上の特性から、１回の投薬期間が１４日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から１４日を超える投薬における安全性が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から１年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に応じた日数とする。

(別添 1)

番号	投与経路	配合剤の販売名 (処方日数制限)	配合成分 (一般名)	主な効能・効果	用法・用量	単剤又は配合剤の販売名 (承認時期)	単剤又は配合剤の有効成分 (一般名)	単剤又は配合剤の 主な効能・効果	単剤又は配合剤の 主な用法・用量
1	内服	ユバンシ配合錠 (ヤンセンファーマ(株))	マシテンタン	肺動脈性肺高血圧症	通常、成人には1日1回1錠 (マシテンタンとして10mg 及びタダラフィルとして 40mg) を経口投与する。	オブスミット錠10mg (平成27年3月)	マシテンタン	肺動脈性肺高血圧症	通常、成人には、マシテンタンとして10mg を1日1回経口投与する。
			タダラフィル			アドシルカ錠20mg (平成11年10月)	タダラフィル	肺動脈性肺高血圧症	通常、成人には1日1回タダラフィルとして 40mgを経口投与する。

※いずれも効能・効果は「肺動脈性肺高血圧症」を含み、「マシテンタン及びタダラフィル」の併用療法は、1年以上の臨床使用経験があると認められる。

「アリッサ配合錠」について

(1) 疾患の特性

- 「アリッサ配合錠」(以下「本剤」という。)は、月経困難症を効能・効果としており、疾患の特性上、用法・用量において、定められた順に従って 28 日間連続(うち、4 錠はプラセボ錠)経口投与することとされている。

(2) 投与初期から 14 日を超える投薬における安全性

- 月経困難症患者を対象とした第Ⅲ相臨床試験は、本剤を 24 日間連続経口投与した後、プラセボを 4 日連続経口投与することとを 1 周期とし、13 周期投与することとされ、本剤の有害事象の発現状況等から、既承認の LEP 配合剤と比較して新たな懸念が示唆されていないことから、本剤の 14 日を超える投薬における安全性が確認されているといえる。

<参考>

本剤と同様の効能・効果(月経困難症)を有するルナベル配合錠LD、ルナベル配合錠ULD、ヤーズ配合錠、ジェミーナ配合錠においても、薬価基準収載時に、処方日数制限を 14 日間ではなく 30 日間とした。

新医薬品の処方日数制限の取扱いについて

平成22年10月27日

中 医 協 了 承

- 新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、原則、1回14日分を限度として投与することとされているところである。しかしながら、当該処方日数制限を行うことが不合理と考えられる下記のような場合は例外的な取扱いとする。
- ① 同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量について、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を設けないこととする。
- ② 疾患の特性や、含有量が14日分を超える製剤のみが存在しているといった製剤上の特性から、1回の投薬期間が14日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投薬における安全性が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から1年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に応じた日数とする。
- 例外的な取扱いとする新医薬品は、個別に中医協の確認を得ることとする。